

事 業 状 況 報 告 書

地方運輸局長
運輸政策課長 殿

年 月 日現在

主たる船員の所務管理の事務を行う事務所		総務部部長（本姓）	
所在地 (電話)	生計(居住地) (電話)		
名称	氏名(敬称)		
船舶会社名	電話番号	資本(注釈)額	
領収を発行されている主な船舶 ・外航貨物船 ・内航貨物船 ・その他 ・内航客輪 ・郵船 ・その他		主要船舶所有関係者の住所	

令和10月1日現在

(一) 雇用職員数(予備員数を除く)及び所属船舶の状態

職名	人数	年齢	性別	国籍	在籍地
船長					
副船長					
大工頭					
機関士又は技師等類					
乗組員諸君					
航海士					
主任設備係又は機要系等					
その他					

乗組員数									
職									
甲板部	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								
機関部	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								
無線部	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								
事務部	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								
その他	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								
計	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								
甲板部	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								
機関部	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								
無線部	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								
事務部	うち女子船員数								
	うち外国人船員数								

員 の 他	部	うち外国人船員数				
	計	うち女子船員数				
	うち外国人船員数					
	うち女子船員数					
	うち外国人船員数					
総計		うち女子船員数				
うち外国人船員数						
備考						

(2) 予備船員数

区分	職 員				部 員				総 計			
	甲板部	機関部	無線部	事務部	その他	計	甲板部	機関部	無線部	事務部	その他	計
予備船員数												
うち女子船員数												
うち外国人船員数												

(3) 非雇用船員数
(雇用契約のない船員の数)

(4) 年齢別船員数

(5) 経年数別船員数

(6) 海技免状又は小型船舶操縦免許証受有船員数

職 員	人
部 員	人

区分	職 員	部 員	計
18歳未満			
20歳未満			
25歳未満			
30歳未満			
35歳未満			
40歳未満			
45歳未満			

区分	職 員	部 員	計
5年未満			
10年未満			
15年未満			
20年未満			
25年未満			
30年未満			
35年未満			

区分	職 員			部 員	
	甲板部	無線部	通信	電子通信	甲板部 機関部
一級海技士					
二級海技士					
三級海技士					
船務当置三級海技士					

50歳未満			
55歳未満			
60歳未満			
65歳未満			
70歳未満			
75歳未満			
80歳未満			
80歳以上			
計			

40年未満			
40年以上			
計			

機関当直三級海技士							
四級海技士							
五級海技士							
六級海技士							
小型船舶操縦士							
計							

(7) 労働組合の状況

名 称	
加 入 者 数	
労働協約の有無	

(8) 貯蓄金管理協定の
有無及び委託者数

有	無
	人

(9) 時間外労働協定の
有無及び対象船員数

有	無
	人

(10) 稼働休日労働協定の
有無及び対象船員数

有	無
	人

(11) 休息時間分割協定の
有無及び対象船員数

有	無
	人

記載心得

- 1 船員法の適用を受ける船舶並びにこれに乗り組む船員及びこれに乗り組むため雇用されている予備船員の10月1日現在における状況を記載し、10月末日までに提出すること。
- 2 船員を乗り組ませている主な船舶欄には、いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 経営形態欄には、「個人」、「株式会社」、「協同組合」等の別を記載すること。
- 4 加盟船舶所有者団体の名称欄には、「外航労務部会」、「内労協」、「一洋会」、「全内航」、「大型カーフェリー」の別を記載すること。また、船舶所有者団体には加盟していないものの、他の船舶所有者団体と労働組合が締結した労働協約を準用している場合は、「盟外」と記載するとともに（ ）書きでその船舶所有者団体の名称を記載すること。
- 5 雇用船員数（予備船員数を除く。）及び所属船舶の状況には、当該事務所に属する船舶の状況について記載すること。
 - イ 船舶番号欄には、総トン数20トン未満の漁船にあっては、漁船登録番号を記載すること。
 - ロ 運航形態欄には、「外航船」、「内航船」、「漁船」、「その他」の別を記載すること。
 - ハ 用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「油送船」、「鉱石専用船」、「ひき船」、「漁船」等の別（漁船にあっては、従事する漁業の種類（例えば、「まぐろはえなわ」、「かつお一本づり」、「突棒」等）を含む。）を記載すること。
 - ニ 主な就航航路又は操業区域欄には、「函館―青森」、「北海道―京浜」、「瀬戸内海」、「東シナ海」等と記載すること。
 - ホ 乗組船員数欄には、10月1日現在の乗組船員数を記載すること。
 - ヘ 10月1日現在稼働していない船舶については、「係船」、「修繕」等その状態を備考欄に記載すること。
 - ト 他から借り入れた船舶、船員の共同雇用を行っている船舶等については、その旨を、備考欄に記載すること。
- 6 非雇用船員とは、船舶所有者である乗組船員及び労働の対償として給料その他の報酬を受けない乗組船員をいう。
- 7 労働組合の状況には、雇用船員の加入している労働組合が2以上あるときは、それぞれについて、名称、加入者数及び労働協約の有無を記載すること。